

令和元年度 社会人学生※の卒業後の進路状況

※ 社会人学生の定義：次の i 又は ii のいずれかに該当する者 **太字は該当項目**

- i. 入学年度の4月1日現在で、25歳以上であり、当該年度に短期大学部に入学した者。
- ii. 入学年度の4月1日現在で、25歳未満であり、当該年度に短期大学部に入学し、
次の「社会人の定義」に該当する者。

「社会人の定義」

入学前に次の a から c のいずれかに該当する者であること。

- a. **職に就いている者（給料，賃金，報酬，その他の経常的な収入を得る仕事に現に就いている者）**
- b. 給料，賃金，報酬，その他の経常的な収入を得る仕事から既に退職した者
- c. 主婦・主夫

「社会時の定義」 a 及び b には、**正規雇用（正規職員，従業員，自営業等）**だけでなく、非正規雇用（アルバイト・パート等）も対象とするが、非正規雇用の場合は、学生（生徒）であることが生活の主である場合、対象外とする。ただし、非正規雇用であっても就業しながら定時制（夜間部），昼夜開講制，第三部，通信制の学校に在籍し、経常的な収入を得ていた場合は対象とする。

1 卒業者数

1名（生命・物質化学科）

2 キャリアアップ（資格又は免許等を取得）者数

1名

取得資格名：**毒物劇物取扱責任者**

化粧品総括製造（輸入販売）業責任技術者

3 キャリアチェンジ（転職）者数

0名：入学前から所属していた企業（製造業）で、卒業後も引き続き就業。

以 上